

検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、「保医発0930第6号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の新設が行われましたのでご案内いたします。
お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 適用日 2019年(令和元年)10月1日より適用
- 新規収載項目 FGF23 …… 未受託

適用日:令和元年10月1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
FGF23	788点 (388点 + 400点)	生化(I) 144点	D007 血液化学検査の 61および62	FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1, 25-ジヒドロキシビタミンD ₃ の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。 ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。